

市民のたより

2021年8月14日
NO. 31.

川崎から日本軍「慰安婦」問題の解決を求める市民の会（求める会・川崎）

〒211-0004 川崎市中原区新丸子東 3-1100-12 川崎市民活動センター レターケース 21

2015年日韓合意を前提にした 「慰安婦」問題の解決はありえない



～和田春樹さんら8名による「共同論文」の問題性～

本年3月24日、「慰安婦問題の解決に向けて—私たちはこう考える—ソウル地裁判決と文在寅韓国大統領の年頭所感を受けて—」とする「共同論文」が発表されました。この論文には人権問題について活動されてきた石坂浩一、内海愛子、内田雅敏、岡本厚、鈴木国夫、田中宏、矢野秀喜、和田春樹さんら8名が署名しており、彼らは2019年の声明「韓国は敵なのか」の世話人です。

この共同論文は、日韓の「合意の精神」を基礎に日韓両政府の話し合いを進めることを提案しています。私たちはこれを読み、あまりの認識の違いに驚きました。

2015年の日韓合意のどこに「歴史認識と謝罪の流れを一步進める側面があった」のでしょうか？!

被害者の声に耳を傾けて



2019年10月5日、私たちは川崎で映画『まわり道』の上映と講演会を開催しました。映画は、日本軍「慰安婦」被害者の李玉善（イ・オクソン）さんがナムの家で暮らしてきた20年間を記録したドキュメンタリー作品です。

そのとき、李玉善さんは、92歳（当時）のご高齢にもかかわらず、急遽自らの希望で川崎に来られ、「安倍首相に直接抗議したくて日本に来た。日本は私たちが死ぬのを待っている。だが、私が死んでも『慰安婦』問題は終わらない。私たちの歴史を否定することは許されない。」と、力を込めて訴えました。

その李玉善さんは、2015年12月の日韓合意について「わが国の（当時の）大統領、朴槿恵（パク・クネ）が悪い。日本人がお金を持ってきて被害者に渡して口をふさごうとする」と、怒りを露わにしました（ソウル聯合ニュース 2019年12月27日）。さらに、今年1月8日、日本政府に賠償を命じたソウル地方法院の勝訴判決についても、「うれしくない。お金は必要ない」「1億ウォン受け取ってもダメだ。3億ウォンをもらっても嫌だ。日本の謝罪が先だ」と語りました（中央日報日本語電子版 1月8日）。

被害者は何よりも日本の誠実な謝罪を求め、2015年日韓合意に反対しています。

しかし被害者たちの想いから遠く外れて、日韓「合意の精神」を前提に両政府の話し合いを進めようとする日本の著名な方々の「共同論文」について、私たちは、賛成できません。

私たちは、かつて植民地支配・アジア侵略を行った加害国日本の責任を問い、問題解決の道すじを考えなければなりません。以下、その「共同論文」を検討しながら、「真の解決とは？」を考えます。

和田さんらの共同論文は、次のように言う！

【2015年の合意は、たしかに不満が残り、不十分なものでした。しかし、そこにはこれまでの歴史認識と謝罪の流れを一步進める側面があったことも見逃すことはできません。このよい側面を生かし、さらに補充し、高めていくほかに問題解決の道はないのではないのでしょうか】

この主張の問題点を以下、検討します。

I 日韓合意に「歴史認識と謝罪の流れを一步進める側面」があるのか

2015年12月28日ソウルで、当時の岸田外相と尹外交部長官による共同記者会見が行われ、「慰安婦問題に関する日韓合意」が発表されました。

共同論文は、この日韓合意には「これまでの歴史認識と謝罪の流れを一步進める側面があった」と言います。そこで「合意の根幹」としている部分で、①これまで日本政府は「道義的責任」と言い続けていたものを、「道義的」という修飾語をぬいて政府の「責任」と明言したこと、②アジア女性基金(1995年7月)では、「償い金」は国民の募金から支払われたが、日韓合意では「日本政府の予算」によって拠出されたことを評価しています。

しかし、これらの措置は「歴史認識と謝罪の流れを一步進める側面」ではありません。

何故なら、日本政府が「責任」や「心からのお詫びと反省の気持ちを表明」しても、具体的にどのような「責任を痛感している」のか、何ら明らかにされていないからです。

また日韓合意に基づき韓国政府が設立した財団に日本政府の予算から10億円が拠出され

ましたが、日本は合意直後の記者会見でも、財団への出資金の性格について「賠償ではありません」(岸田外相)と強調しています。

被害者が求めていることは日本政府が法的責任を認め、被害者に公的賠償をすることです。賠償金ではないお金を、被害者たちが受け取らないことは、本紙冒頭の李善玉さんの発言でも明らかです。

以上から日韓合意が「歴史認識と謝罪の流れを一步進める」ものではないことは明確です。

II 日韓合意で慰安婦問題は「最終的かつ不可逆的に解決される」のか

2015日韓合意では、「慰安婦問題は最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する」、「韓国政府とともに、国連など国際社会において互いに非難・批判することはさしひかえる」

と、主に韓国側が負わなければならない確認がなされています。

それは「日本は謝罪をしたのだから、これ以降は問題にするな」ということであり、問題を「無かったことにする」ことです。加害者は「問題は最終的に解決された」などと言える立場ではありません。

加害の歴史を二度と繰り返さないために、加害の事実と向き合い、それを伝える歴史教育をはじめとする様々な措置を講じることであり、未来に伝え続けることが加害側の責任です。

2017年、当選直後の文在寅大統領の指示で、2015日韓合意が検証され、同年12月に報告書が発表されました。

報告書によると、「日本政府の責任」について「法的責任は被害者側の核心的要求事項の一つであったが、日本政府は日韓請求権協定で慰



2019年ソウル日本大使館前

安婦問題はすでに解決されているので法的責任は存在しないという立場を堅持し、『法的』責任や『責任認定』という言葉は引き出せず、韓国側はこれを補完するために、「被害者訪問など、被害者の心に届く措置を日本側に求めた」が、それすら合意に盛り込めなかったとのことです。

さらに、日韓合意には非公開部分があり、日本は韓国に「性奴隷」という用語を使用しないことを求め、韓国は「性奴隷」は国際的に通用する用語であると反対しましたが、結局、政府が使用する公式名称は「性奴隷」ではなく、「日本軍慰安婦被害者問題」だとしたのです。

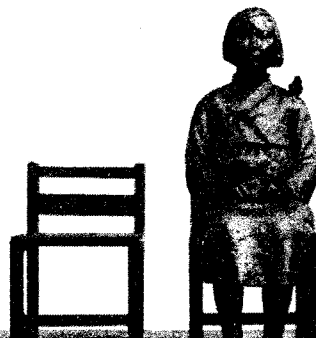
戦時性暴力の問題は、「慰安婦」問題だけではなく紛争下の女性への暴力と普遍的な人権の問題であり、「性奴隷」という表現は国際的に認められた表現です。この言葉を使用させないことは、明らかに人権に反します。歴史の教訓にするためには、事実の認定、公的謝罪、賠償とともに、再発防止のために次世代に事実を継承することが必要です。しかし日本は韓国に対して、逆に圧力をかけているのです。国連などの国際社会

で「互いに非難・批判すること」を差し控えさせたり(=口封じ)、「慰安婦」問題や性奴隷の問題を扱わせないことは、人権上でも許されることではありません。

さらに日本との合意前交渉の過程では、以下の驚くべき内容がありました。

「最終的かつ不可逆的解決の確認、国際社会においての非難・批判の自制など韓国側が取らなければならない措置があることに関して、被害者団体には具体的に知らせず、金銭の額についても被害者の意見を集約しなかった」ことを後の報告書は明らかにしています。被害者を中心にして問題の解決を図る道筋は日韓両政府によって完全に無視されていたのです。

III 共同論文では、日本政府による「平和の碑」撤去について触れていない



また共同論文では、何故か日韓合意で確認されたソウル・日本大使館前の「平和の碑（少女像）」撤去問題に全く触れていません。

日韓合意では、韓国政府は「平和の碑」について、「関連団体との協議を行う等を通じて、適切に

最近のいきごと

政府による教科書への介入を許さない！

本年1月から6月までの通常国会では、衆・参の「日本維新の会」議員と政府の国会質疑や質問主意書によって、「慰安婦」問題に関する史実の否定がくり返されました。

安倍・菅政権は、これまでも「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示す記述は見当たらない」「強制連行はなかった」「性奴隷ではない」と事実に基づかない主張を繰り返してきました。

しかし今国会では、「軍により強制連行されたかのイメージが染みつ」くため『従軍慰安婦』ではなく単に『慰安婦』という用語を用いることが適切」との政府答弁を「維新」議員が誘導しました。そして文部科学省は5月にも、教科書会社を対象にした説明会を開き、すでに検定に合格した教科書に対して、記述の訂正申請の期日を示し、遅れた場合は教科書是正勧告を行う可能性までのめかすという圧力をかけています。これは憲法が保障する「表現の自由」を侵害し、教育への不当な支配を禁じた教育基本法第16条にも違反するものです。

解決されるよう努力する」こと（＝碑の撤去）を約束させられました。また第三国への記念碑や像についても支援しないことも確認させられました。

「平和の碑」は、日本大使館前の水曜デモ1000回目を記念して2011年に設置されました。これは日本軍「慰安婦」の事実を未来世代に伝え戦時性暴力の根絶をめざし、世界の平和を願う象徴です。その撤去を要求するということは、日本は被害者への謝罪をするどころか日本の犯した戦時性暴力である日本軍「慰安婦」問題をなかつたことにしたいということになります。

日韓合意を前提にした解決などありえないことは明確ですが、共同論文では、前進とらえていることが大きな問題です。

IV 被害者の「心に届く誠実な謝罪」とは何か

共同論文は日本軍「慰安婦」問題の解決のために、何が求められるのかについて、次のように述べています。

【何が決定的にもとめられていたのか。それは被害者の「心に届く誠実なる謝罪」だと私たちは考えます。

加害の歴史を清算するとは、①加害者が加害の事実と責任を認めて誠実に謝罪し、②その証として何らかの金銭的補償を行い、③過ちを繰り返さないために問題を後世に伝えるということです。この三つの関係が大切です。①②とともに、③を誠実に継続実行することによって①②の謝罪が真摯なものであることが被害者・遺族に理解されるようになるのです。】

共同論文は、「心に届く誠実なる謝罪」として、①②③をあげました。基本的にはその通り

ですが、日韓合意は以下のようにそれとは真逆なものです。

日本は、①「加害の事実と責任を具体的に認めて誠実に謝罪」していません。②韓国設立の財団への拠出金は賠償金ではない、と主張しました。③「過ちを繰り返さない」ための措置をとるところか、合意によって問題は「最終的かつ不可逆的に解決」されたとし、国際社会で韓国側に「性奴隷」の用語の使用を禁止し、日本を非難・批判をしないことを約束させ、さらに平和の碑の撤去を要求しました。これでは「被害者の心に届く誠実な謝罪」にはなっていない。



毎月第3水曜日、新宿・小田急百貨店側。連絡協議会のアピール

被害者たちが受け入れない限り「最終的かつ不可逆的な解決」をいくら宣言しても問題は解決しません。日本政府に誠実な謝罪をさせていくことこそが重要なのです。

V 共同論文「提案」の問題点

共同論文では、次のような提案をしています。

【私たちは、日韓両国政府に対し、まず「2015年合意」を再確認し、その合意の精神をさらに高めるための努力を要請します。菅総理は、河野官房長官談話、村山総理談話を継承する政府の立場から、2015年合意の核心部分を再確認し、「政府の責任を痛感して、すべての慰安婦被害者にお詫びと反省の気持ちを表明」した安倍総理の言葉をあらためて文章にして署名し、日本政府を代表する駐韓大使をして、20人といわれる生存慰安婦被害者にその意を届けさせるべきだと思います。】

日韓合意そのものが被害者の「心に届く誠実な謝罪」ではないので、共同論文の「提案」のようにどんなにお詫びの言葉を謝罪の「文章」

にちりばめて届けても、被害者が受け入れることはないでしょう。

さらに、日本政府には被害者に謝罪の文書を届ける意志さえもないでしょう。安倍前総理は国会で「総理のお詫びの手紙」を出すかと聞かれ、「毛頭考えていない」と述べて(2016年10月3日)被害者や支援団体の反発を招きました。

VI 合意後の日本政府の許せない発言と行動

日本政府は国連の女性差別撤廃委員会において次のように発言しています。

【韓国代表団が今回「性奴隷」との言葉を使用したことは我が国として受け入れられず、極めて遺憾です。日本側は、合意で約束したことを全て誠実に実行しています。日本政府としては、韓国側が合意を「最終的かつ不可逆的」なものとして着実に実行するよう引き続き強く求めます。(女性差別撤廃委員会における対韓国審査に関する我が国の立場について 2018年2月23日)】

つまり日本政府は、以下のように、加害者としてあるまじき傲慢な主張をしているのです。「日韓合意の記者会見で謝罪をした、韓国の財

団に10億円の拠出をし、合意で約束したことを全て誠実に実行した。しかし韓国は使わないと約束した『性奴隷』という用語を使って国連の場で日本を非難・批判した。支援団体を説得するとしたのに、日本大使館前や釜山総領事館前などの少女像も撤去されていない」。そして韓国に対して「日韓合意を最終的かつ不可逆的なものとして着実に実行しなさい」と求めています。

こうして考える時、共同論文の筆者たちは、謝罪の文章を被害者に届けて、「日本政府の責任」の具体的な内容を深めていくことができると考えているのでしょうか。「慰安婦」問題のような戦時下の性暴力を二度と繰り返させないため、合意の「再確認」以降、日本政府に教育や追悼など措置を取らせることが可能だと思っているのでしょうか。

日韓合意の内容を「補填」し、「高めて」いこうとしても、日本は「日韓合意で謝罪したのだから、これ以上文句を言うな」という態度では、日本人の反韓ナショナリズム感情をあおることに使われるだけではないのでしょうか。

女性差別撤廃委員会での日本の発言は、このことを如実に示しています。

最近のできごと

くりかえす政治家の歴史否定と反人権発言にNO!

通常国会で、際立って人権侵害の発言を行ったのは、自民党の有村治子議員(日本会議)でした。5月31日の参議院決算委員会では、河野談話(1993年)をめぐる環境に大きな変化があったとし、「慰安婦」とされた女性たちは公娼制度の下で商行為を行っていたのであって(=「つまり金儲けのためにやっていた」というのです!)、日本軍の組織的・主体的関与や残虐性はなかったと発言。さらに「軍人の性欲を部隊としてどう制御するかは、およそ軍隊組織がさけては通れない重要課題」だと、「慰安婦」制度を必要悪とみなす反人権的発言を行いました。

日本軍「慰安婦」被害者たちは、1991年に金学順さんが勇気ある告発を行ったことで、かつて日本軍が侵略したアジア各地から被害女性たちが声をあげ、「慰安婦」問題が国際社会の大きな問題となりましたが、それは戦後半世紀近くを経なければ、被害者たちは声をあげることができなかつたということです。彼女たちは、日本軍兵士によって性を蹂躪された女性たちを蔑視する社会の中で、長い沈黙を強いられてきたのです。戦時性暴力はいつの時代でも犯罪であり重大な人権侵害です。

VII 加害の歴史を正視しよう

日本政府は、今も世界の各地で、日本軍「慰安婦」に対する加害の事実を無かったことにしようと躍起になっています。最近では、2018年4月、前年12月に設置されたフィリピン人「慰安婦」問題を象徴する女性像を日本の圧力で撤去させました。ドイツのベルリン・ミッテ区では2020年9月に建立された「平和の少女像」をあらゆる手段を使って撤去工作をしてきました。

教科書で「従軍慰安婦という言葉を用いることは、軍により『強制連行』されたという『誤解』を招く恐れがある。今後は慰安婦とする」（閣議決定された内閣答弁書、4月



27日)と、教科書から「日本軍の関与」さえも排除し、教科書会社への圧力も強めています。

このように、安倍政権を引き継いだ菅政権の下での政治的な交渉では、日本軍「慰安婦」被害者の人権擁護、名誉と尊厳を回復させること、被害者の「心に届く誠実な謝罪」をさせることは、ほとんど不可能な状況にあります。

韓国の日韓合意の検証報告では、「被害者が受け入れない限り『最終的かつ不可逆的な解決』を宣言したとしても、問題は再燃せざるを得ない。慰安婦問題は短期的な外交交渉や政治的妥協で解決するのは難しく、長期的に価値と認識を広め、未来世代への歴史教育を並行して推進しなければならない」と述べています。私たちは、この言葉を重く受け止めなければなりません。とりわけ重要なことは、歴史認識をしっかりと捉えなおすことです。

1965年日本と韓国は日韓基本条約と日韓請求権協定を締結し国交を結びました。このとき、日本の朝鮮半島への植民地支配の責任をどうするのかをめぐって激しく対立しましたが、日本はあくまで韓国併合は締結当時から合法だったとし、植民地支配の責任を認めず一切の謝罪を拒否しました。さらに請求権協定で、日本が韓国に支払った無償3億ドル、有償2億ドルの性格は、あくまで経済援助であり、植民地支配の賠償という意味は持たないことを強調し

ています（椎名悦三郎外相第50回国会参議院本会議1965年11月19日など）。また、その使い道は「大韓民国の経済の発展に役立つもの」に限定され、植民地支配で犠牲になった

被害者への賠償金は一切支払われませんでした。

敗戦によって、大日本帝国から日本国に変わったはずなのに、日本政府は過去の侵略と植民地支配について、大日本帝国の政策を「正当化」しました。この「正当化」は現在の日韓の「慰安婦」合意でも、徴用工問題でも堅持されているわけです。

私たちは、過去の歴史をしっかりと見つめ、日本が行った加害の歴史に向き合わなければなりません。日本国憲法の改悪が図られようとしている今、それに対して平和の創造と民主主義の発展をめざす私たちのたたかいにとって、二度と侵略戦争と植民地支配を繰り返させないためにも、加害の歴史を見つめ直すことにはなによりも必要なことです。（以上）